

○仙台市障害者施策推進協議会条例

昭和六三年一月二〇日

仙台市条例第一二八号

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第三十六条第三項の規定に基づき、同条第一項の規定により審議会その他の合議制の機関として設置する仙台市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)及びその委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(平六、三・平一三、一〇・平一七、三・平二三、一〇・平二四、三・改正)

(組織)

第二条 協議会は、委員二十五人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験者
- 三 障害者
- 四 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- 五 市の職員

(平六、三・改正)

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二四、三・改正)

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第四条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第二条第二項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第五条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則(平六、三・改正)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成六年五月規則第四九号で、平成六年六月一日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に仙台市心身障害者対策協議会の委員である者は、その際改正後の第二条第二項の規定により仙台市障害者施策推進協議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が仙台市心身障害者対策協議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

3 改正後の第二条第二項第三号及び第四号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成七年五月三十一日までとする。

附 則(平一三、一〇・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平一七、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成一七年八月規則第九二号で、附則ただし書に係る規定は、平成一七年八月一〇日から施行)

附 則(平二三、一〇・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平二四、三・改正)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、市長が定める日から施行する。

2 この条例の施行の際現に仙台市障害者施策推進協議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。